

(案)

幕 地 公 第 号

令和6年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 幕別町地域公共交通活性化協議会

住 所 北海道中川郡幕別町本町130番地1

代表者氏名 会長 伊藤 博明

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること

令和 6 年 6 月 日

(名称) 幕別町地域公共交通活性化協議会
会 長 伊藤 博明**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

幕別町の公共交通機関は、JRが幕別～帯広間において、上り帯広方面は13本/日、下り池田方面は14本/日運行しており、路線バスについては、十勝バス（株）が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行している。

JR、路線バスともに、帯広市や近隣町村への通学や通院、買物等で利用され、学生や高齢者にとって、幹線交通として生活に必要不可欠な交通手段として機能している。

また、スクールバスが町内で13路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学に利用されている。

しかしながら、農村部ではスクールバス運行路線以外の地域や市街地内でも公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許証を持たない方や返納された方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくうえで大きな障壁となっていた。

このような状況から、少子高齢化の進行による交通弱者の増加への対応や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、幹線交通に通じる支線として、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることを目的として、平成25年10月に幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの運行が開始され、農村部においては予約型乗合タクシーとして平成26年10月に駒島線、平成27年4月に古舞線の運行が開始されたところである。

地域公共交通確保維持改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買物や通院などの日常生活の移動手段確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。

【目標①】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数

令和7年度においては、

・幕別線の乗車人数 36.5人/日（令和5年度実績値 41.5人/日）

・札内線の乗車人数 66.8人/日（令和5年度実績値 76.1人/日）を目標とする。

※目標中、令和5年度はR5.4.1～R6.3.31とする。

※計画中の令和6年度目標値である25,200人を令和5年度における各路線の実績の割合で按分。

令和5年度は7月に行ったダイヤ改正と運行エリアへの時刻表配布、高齢者等の運賃無償化により実績値が増加したが、前述した要因による一時的な増加と捉えており、人口減少傾向に変わりはないため、計画策定時に設定した緩やかな利用者数増加を目標値とする。

【目標②】予約型乗合タクシー駒島線・古舞線の年間利用者数

令和7年度においては、

・駒島線の乗車人数 2.6人/日（令和5年度実績値 2.6人/日）

・古舞線の乗車人数 3.7人/日（令和5年度実績値 3.6人/日）を目標とする。

※目標中、令和5年度はR5.4.1～R6.3.31とする。

人口減少及びコロナ禍からの利用回復に至っていないため、現状の改善となっていない目標となっているが、出前講座の実施等対象者への啓発により利用者の確保を行い、現状維持を目標とする。

（幕別町地域公共交通計画 P76 参照）

乗車人数目標及び基準年度を計画に合わせて記載

(2) 事業の効果
・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動手段を確保することができる。 ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・利便性の高い運行ダイヤ等への見直し（幕別町、事業者） ・町民が多く集まる機会でのコミバスの展示、乗車体験、ぬり絵やペーパークラフトの配布。（幕別町） ・園児の乗車体験の呼びかけ。（幕別町） ・高齢者が多く集まる機会での、出前講座による、コミバス及び予約型乗合タクシーの周知。（幕別町） ・広報等により町民に事業内容を広く周知する。 （幕別町地域公共交通計画 P 69～75 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
幕別町から運行事業者への補助金については、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数について、運行事業者からの実績報告により測定・評価 ・コミュニティバスの乗り込み調査による利用者ニーズの把握・分析
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和6年1月17日（第3回）
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
幕別町地域公共交通計画の策定に係る協議について
- ・令和6年4月18日（第1回）【書面開催】
幕別町地域公共交通活性化協議会委員の変更及び役員の指名について
幕別町地域公共交通計画の策定について
令和6年度幕別町地域公共交通活性化協議会予算(案)について
- ・令和6年6月 日（第2回）【書面開催】
幕別町地域公共交通活性化協議会委員の変更について
令和5年度幕別町地域公共交通活性化協議会事業報告について
令和5年度幕別町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告について
コミュニティバスの運行実績について
予約型乗合タクシーの運行実績について
令和7年度幕別町地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統補助）に係る計画認定申請について（案）

前回以降の主な議論を掲載

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただいております。協議会での議論を反映して計画を作成しました。
コミュニティバス乗り込み調査を実施し、利用者の声を計画に反映しました。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1
(所 属) 幕別町住民生活部防災環境課交通防犯係
(氏 名) 係長 富原 博美
(電 話) 0155-54-6601
(e-mail) kotsubohankakari@town.makubetsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	經由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
幕別町	十勝バス(株)	(1) 幕別線1	幕別駅前	旭町	幕別駅前	(循環) 9.0km	244 日	732.0 回			路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯 広陸別線・幕別線との乗 継ぎを円滑にするため、 バス停留所相互設置(幕 別駅)、ダイヤ設定、乗継 割引の設定を行う。 また、JR根室本線への 接続を行う。	③
		(2) 幕別線2	幕別駅前	緑町	幕別駅前	(循環) 10.5km	244 日	488.0 回			路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯 広陸別線・幕別線との乗 継ぎを円滑にするため、 バス停留所相互設置(幕 別駅)、ダイヤ設定、乗継 割引の設定を行う。 また、JR根室本線への 接続を行う。	③
		(3) 札内線	札内支所 前	札内駅前	札内支所 前	(循環) 33.0km	244 日	2,196.0 回			路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯 広陸別線・幕別線・南商 あかしや線との乗継ぎを 円滑にするため、バス停 留所相互設置(札内、札 内中学校前)、ダイヤ設 定、乗継割引の設定を行 う。 また、JR根室本線への 接続を行う。	③
	エイシン運輸(有)	(4) 駒島線	駒島	南幕別地区	幕別駅	往 復 km km	244 日	370.0 回			区域運行	②(1)	十勝バス帯広陸別線や 幕別線、JR根室本線に 接続のため幕別駅を乗 降とする。	③
	北斗タクシー(有)	(5) 古舞線	美川	西幕別地区	札内支所	往 復 km km	244 日	488.0 回			区域運行	②(1)	十勝バス帯広陸別線や 幕別線、JR根室本線に 接続のため札内駅を乗 降とする。	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。